

鏡石町ウェブサイトバナー広告募集要項

1 趣旨

鏡石町では、町の新たな財源確保及び経費削減を図り、地域経済の活性化及び町民サービスの向上に資するために広告募集を行っておりますが、その一環として、鏡石町ウェブサイト広告に掲載する事業者を募集します。

2 募集内容

(1) 広告の種類及び掲載の位置

掲載する広告は、バナー広告とし、広告の掲載位置は、鏡石町ウェブサイトバナー広告スペースとします。なお、枠内の位置は町が指定します。

(2) 広告内容

広告主及び広告内容については、「鏡石町広告掲載要綱」及び「鏡石町広告掲載基準」に定めるものとします。

(3) 広告規格

掲載規格は、1枠につき縦55ピクセル・横160ピクセルとし、50キロバイト以内のJPEG形式又はPNG形式の静止画とします。

(4) 掲載期間

掲載期間は年度単位とし、掲載年度の4月1日から翌年3月31日までとします。

なお、1か月単位の掲載も可能です。

広告の掲載開始日は、原則として各月1日の午前11時までに掲載します。なお、1日が休日の場合は、1日以降の最初の平日（役場開庁日）に掲載を開始します。

広告の掲載終了日は、原則として掲載終了日の翌日午前9時から午前11時までの間に掲載を終了します。

(5) 掲載募集枠

募集は5枠とし、申込み先着順に選定します。ただし、町長が必要と認めた場合は、募集枠を増やすことがあります。

なお、同一の広告掲載希望者が申し込むことができる広告は、1月につき1枠を限度とします。

3 応募方法等

(1) 応募資格

次の要件をすべて満たす場合に限り、申し込みをすることができます。

ア 鏡石町の町税を滞納していない者（納税義務がある場合のみ）

イ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続きをしていない者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団及びそれらに準ずる業者でない者

エ 鏡石町広告掲載基準第6条各号のいずれにも該当しない者

(2) 応募期間

応募期間は随時とします。

なお、申し込みの受付は土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から1月3日までの日を除く午前8時30分から午後5時15分までです。

(3) 提出書類

ア バナー広告掲載申請書（第1号様式）※新規申請の場合

イ バナー広告掲載継続申請書（第2号様式）※継続申請の場合

ウ バナー広告案（書面）※継続申請でバナー広告案に変更がない場合は提出不要

(4) 提出場所

次の担当課へ持参により申し込んでください。

鏡石町役場2階 総務課まちづくり調整グループ

☎0248-62-2117

4 広告掲載料

広告掲載料は、1枠につき、月額1万円です。

5 広告掲載の決定

(1) 広告掲載の申し込みがあった広告案について、鏡石町広告掲載要綱第7条に規定する鏡石町広告審査委員会に諮り、広告掲載の可否を決定します。

(2) 広告掲載の可否を決定したときは、その結果を広告掲載申込者に広告掲載審査結果通知書（第3号様式）により通知します。

6 広告原稿の作成及び提出

広告を掲載する旨の決定通知を受けた広告主は、掲載するバナー広告を作成し、町が指定する期日までに、本要項で指定する規格で作成した広告（電子データ）を提出してください。

7 広告掲載料の納付

広告主は、広告掲載審査結果通知を受理した後において、町が指定する期日までに、広告掲載料を一括前納してください。

ただし、町長が特に認めたときは分納することも可能です。

8 広告内容、デザイン等の変更協議

(1) 広告掲載後における広告内容及びデザインの変更は原則として認めません。ただし、リンク先の変更又は町長がやむを得ない理由があると認めるときは変更を認めることとします。

(2) 広告主は、変更を希望するときは、町と事前に協議してください。

9 バナー広告掲載の取り消し

町は、広告を掲載した後において、鏡石町広告掲載要綱第9条のいずれかに該当するときは、広告掲載の期間中であっても、掲載した広告を削除することがあります。これにより、広告主及びその関係者に生じる損害に対して、町は一切その責任を負いません。

10 広告掲載の取り下げ

広告主は、自己都合により、広告掲載を取り下げるときは、書面により町へ申し出てください。

11 広告掲載料の返還

町は、広告主の責めに帰さない理由により、広告の掲載ができなくなったときは、納付済みの広告掲載料を当該広告主に返還します。なお、その場合の返還する広告掲載料は、広告の掲載を取り消した月の翌月以降の納付済月額額の総額とし、利子は付さないものとします。

ただし、広告主の自己都合による広告掲載料の取り下げの場合は、返還しません。

12 広告主の責務

- (1) 広告主は、広告及び広告主が指定したリンク先のホームページの内容その他広告掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとします。
- (2) 広告主は、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならないものとします。
- (3) 広告主は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとします。
- (4) 広告主は、鏡石町ウェブサイトへの広告掲載の権利を譲渡してはならないものとします。
- (5) 広告主は、広告掲載取り消しの場合において、その責めに帰すべき理由により、町に損害を与えたときはその損害を賠償するものとします。
- (6) 広告主は、バナー広告とリンクする広告主のウェブサイトにおいて、次の事項に留意するものとします。
 - ア 他のウェブサイトを集めて情報提供することを主たる目的としないこと。
 - イ 鏡石町広告掲載基準に違反する内容を掲載していないこと。

13 免責事項

システム障害、保守点検及びデータセンターの業務停止等により広告掲載を行わなかったとき、又はそれにより広告主が損害を受けたときにおいて、町は、広告主に対してその責を負わないものとし、広告掲載料の返還、損害賠償の支払い等を行わないものとします。

14 その他

- (1) 応募に際し、提出された書類等は、一切返却いたしません。
- (2) 広告作成に係る一切の費用は、広告主の負担とします。
- (3) この要項に定めるもののほか、必要な事項は鏡石町広告掲載要綱及び鏡石町広告掲載基準によるものとします。

附 則

この要項は、平成30年5月1日から施行する。